

ハローズ綾歌店 (No.1290)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月13日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和6年3月19日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ綾歌店
丸亀市綾歌町岡田下字咲屋 271 番地 4 外
- 3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要
(意見の概要)
 - ・ 建設地の南側（地点D付近）について、よう壁の嵩上げや目隠しフェンスの設置の要望が地元から出ているため、十分に検討されたい。
 - ・ 同地点について建設地から隣接地へ水が入ってくるため、対策と今後の対応を検討されたい。
 - ・ 同地点と隣接地の間の水路について、今後の管理をどうするか地元と十分に協議されたい。
 - ・ 夜間も営業されるため、農作物の光害等がないよう努めること。
 - ・ 周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすことがないように努めること。
 - ・ 該当する場合は、騒音規制法、振動規制法に基づく届出を行うこと。
 - ・ 大規模小売業は丸亀市公害防止条例施行規則の工場等の指定業種に該当するため、必要な届出を行うこと。
 - ・ 周辺の環境に配慮し、特に夜間騒音について規制基準を満足させること。
 - ・ 騒音等の苦情が発生した際には誠意をもって対応すること。
 - ・ 地域雇用の確保に努めること。
 - ・ 地元業者の積極的な利用に努めること。
 - ・ 駐車場の設置にあたり、駐車場法施行令に定める技術的基準に適合すること。
 - ・ 大型車等の通行で市道を損傷した場合は、原因者で早急に復旧すること。
 - ・ 通行により土砂等で市道や水路を汚した場合は早急に清掃を行うこと。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業文化部産業観光課
縦覧期間： 令和6年8月13日から令和6年9月13日まで